令和２年４月１０日

保護者の皆さまへ

奈良県立桜井高等学校
校長　吉　村　利　彦

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅学習の実施について

平素は本校教育に格別のご理解ご協力を賜り、心より厚く感謝申し上げます。また、各々の教育活動にもご支援いただく等、誠にありがとうございます。

政府は令和２年４月７日に大阪府・兵庫県を含む７都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。奈良県内においても、感染者が増加しています。

このような情勢の中、県立学校においては、感染拡大防止に向けた最大限の取組を実施しながら、同時に、県立学校で学ぶ幼児児童生徒に豊かな学びの機会を確保するため、県教育委員会では、一律の学校休業は行わず、「生徒等が在宅を基本として、必要な支援を受けながら学習に取り組み、自ら学習の状況を評価しながら、学習目標の達成を目指すための教育」（以下「在宅教育」という）を実施する。

なお、令和２年４月13日(月)から同年５月１日(金)まで（ただし、週休日及び休日を除く。）を実施期間とするとの通知がありました。

以上の県教育委員会の方針に従い、本校においても、下記のとおり「在宅教育」を実施します。

記

１　実施期間　４月13日（月）～５月１日（金）
（ただし、週休日及び休日を除く。）

２　登 校 日　１週間に１日の割合で登校日を設定する。（裏面）

３　学習支援　・教科書及び教科毎に配布された教材やプリント等による学習内容の提示等　　※今後、別途連絡を行います。
・登校日に学習の進捗状況したり、疑問や質問に対する説明等

４　そ の 他　今後ともｒ３６５メールや本校Webページを定期的にご確認いただきますようお願いします。